

## 第1章 江戸期における言語・文字の教育

江戸期の教育が基礎となり、その基礎の上に新しい方法が採り入れられることによって、学制以後の教育が成立したと考えられます。ですから、ここでは、まず、明治以後の言語・文字の教育と関係の深いことがらだけに限って、江戸期の教育について見ておこうと思います。

### 〔漢学〕

漢学の中で、明治以後の言語・文字の教育と関係が深いものといえますと、その学習方法があります。すなわち、

素読——四書・五経・小学等

輪講——小学・五経・十八史略・左伝・国語・史記等

講義——四書等

の3種の学習方法です。(ここにあげている書名は、<sup>てんぽう</sup>天保3年(1852)の佐藤一斎「初学課業次第」、<sup>しょうへいこう</sup>慶応4年(1868)の昌平黌の「学問所修業次第」などに従いました。)

これらの3種の方法のうち、「素読」とは、入門期において、その書物の読み方を、文意には関係なく<sup>しょう</sup>暗誦して覚えていく方法で、次の二つの方法の前に必ず行われていたものです。最も基礎的な方法として考えられていたということが出来ます。寺子屋においても、「読書」の教科では、この方法がとられていました。次の「輪講」は、この「素読」の段階を終えた何人かが一組にな

って、ある書物を読み進んでいったり、また、互に解釈を行い、他の者がそれに対して意見を述べあうといった方法です。現在のゼミナールに似たやり方です。その次の「講義」は、これとは違い、先生がある書物の意義を講じていくのを、学生がただ聞いているだけといった方法です。これも、「素読」を終った後でないと出席することができません。そして、「素読」で使用された書物は、「輪講」「講義」において、もう一度くり返して使用されます。

明治以後の国語教育との関連という点からは、この漢学よりは、むしろ次に見る洋学との関係のほうが深いといえますが、ただ漢学での学習方法が当時における一般的正統的方法であり、洋学の方で、この方法を取り入れたと考えられますので、まずここで触れた次第です。これらの3種の方法は、学制以後に、やはり受け継がれ、その後、これらの方法自体が独立していくことにより、「国語」科の前身ともいうべき教科になっていきます。

### 〔洋学〕

上に見た3種の学習方法は、江戸期における一般的方法であったと考えられます。洋学においても、この方法は同様に行われていました。蕃書取調所<sup>ほんしよ</sup>が初めて設けられたのは安政2年(1857)のことですが、同4年の同所開所の際の「規則覚書」の中にも、  
会読、輪講、素読<sup>けいこ</sup>稽古共朝五時より夕七時迄<sup>まで</sup>  
とするされています。私塾<sup>じゆく</sup>においても、同様の方法がとられていました。「福翁自伝」には、福沢諭吉<sup>ゆきち</sup>が緒方塾で学んでいたとき

の「会読」の状況について、詳しく述べられています。

そして、このころは、どの教科書をどの方法で行うかということが定まっていた。明治にはいつてからの例になりますが、明治4年(1871)の「慶応義塾社中之約束」によりますと、

- 1 素読
- 2 { 会読……………文典  
講義……………窮理書・地理書・歴史
- 3 会読……………窮理書

といった順序が示されています。このような教科書と類似している教科が、学制の中ではそれぞれ一教科として立てられています。そして、学習方法も同時に考慮に入れられていることは、いうまでもありません。国語とは関係ない外国語の学習についてはありますが、特に取り上げて、ひととおりがめてきた理由は、そこにあります。

### 〔国学〕

国学は国語・国文に関する学問ですから、いちばん関係が深いようにも思われますが、明治以後の小学校の言語・文字の教育という点に関しては、それほど大きい関係はなかったようです。漢学では一定した学習方法がありましたが、国学では必ずしも、そうではありませんでした。(たとえば、本居宣長は「玉かつま」の中で、「会読」の方法を批判して、講義のほうがいい方法だと述べています。しかし、維新後設けられた延岡藩和学所では、「素読課・輪読課・講義課」という漢学流の分け方をしています。) 語

法上の学習順序については、本居春庭の「詞の通ひ路」、黒沢翁満おきなまろの「言こと霊たまのしるべ」(さらに明治以後では権田直助の「語学自在」)などに説くところがありますが、系統的な順序について示してあるものは、そのほかには、あまり見られません。

特に取り上げられる点は、歴史的かなづかひの採用ということです。江戸期では一般に歴史的かなづかひが行われていたわけではありませんでした。学制以後では、歴史的かなづかひが採用されることになりました。なお、五十音図を初めに学習するようになったことも、国学者の主張による点が多いと考えられます。

もう一つ、明治 13 年 (1880) 以後の中学における、「和漢文」科中の和文を規定していった点では、国学はいうまでもなく深い関係があります。国学の内容中の神典・国史・法制などを除外した歌文に関する部分が和文の内容をなすに至りましたが、それは 13 年以後のことですので、それまでの期間を見ていくこの小編においては、省略します。

### 〔寺子屋〕

以上見てきたところは、いずれもある程度の教育を受けた人が進む学問でした。しかし、明治初期の小学校の大部分は、それまでの寺子屋が転じたものですし、学習者が幼年であり、また広く一般にも及んだという点において、明治初期の小学校教育と最も関係の深いものはいうまでもなく、寺子屋の教育です。内容の上においても、やはり寺子屋で授けられていた内容が、形を変えながらも受け継がれていったと見ることができます。

寺子屋の教育の中でも、言語・文字の教育と最も関連のあるのは、「手習」です。江戸後期には、「書く」と「読む」ことが、その中から分れてきますが、「いろは」から始まり、日常使用する数字・方角・姓名・国州名などの漢字がまず授けられた後に、職業に応じて、それぞれ使用する漢字単語を集めた「往来物」が授けられるのが、普通の段階でした。

それらの往来物の中の文章を次に掲げてみます。まず「商売往来」では、

凡<sup>およそ</sup>商売持扱文字・員数，取遣<sup>の</sup>之日記・証文・注文・請取・質入・算用帳・目録・仕切<sup>の</sup>之覚也。先兩替<sup>の</sup>之金子，大判・小判・毫歩・弍朱金，位品多<sup>いわゆるなんりようじようぎんす</sup>。所謂南鐐上銀子・丁・豆板・灰吹等考<sup>にせと</sup>≒贖与≒本手<sup>なり</sup>。貫目，分・厘・毛・払迄，以<sup>ふつまで</sup>≒天秤分<sup>もつててんびんぶん</sup>銅<sup>どう</sup>，無<sup>なり</sup>≒相違<sup>わつぶ</sup>割賦可<sup>べき</sup>令<sup>せしむ</sup>≒売買<sup>なり</sup>也。……………

といった文章で始まっています。また、「消息往来」は、

凡<sup>およそ</sup>消息往来者通<sup>は</sup>≒音信<sup>いんしん</sup>，近所遠国，不<sup>なり</sup>限<sup>よろずよう</sup>≒何事<sup>なり</sup>，人間万用<sup>よろずよう</sup>達<sup>たし</sup>之元也。先書状・手紙取扱文字，一筆啓上仕<sup>つかまつる</sup>・致<sup>なり</sup>≒啓達<sup>なり</sup>。令<sup>なり</sup>啓<sup>なり</sup>・以<sup>なり</sup>≒手紙<sup>なり</sup>申入・尊書・尊翰・貴書・貴札・御状・芳墨・芳簡・御紙面・御剪紙・拝見・拝誦・披見・披閱・各一覽。……………

という文章です。「百姓往来」は、

凡<sup>およそ</sup>於<sup>なり</sup>≒農業之家生<sup>なり</sup>，常々持扱文字・員数，取遣讓証文，或は，質入・本物・返・注文・売買・金銀錢・請取・勘定・算用帳・水帳・免相名寄帳・貫代帳・野帳・庭帳・顔附帳・雜穀・

菜・草等之送状・出切・仕切之覚也。……

という文章になっています。

ここに見るような漢字単語が、「手習」における学習内容でした。この例によっても明らかなように、こどもたちの学習した単語は、成人に及んだときに日常使用する範囲のものでした。寺子屋での「素読」のほうでは実語教・童子教などの教訓的教材が使用されますが、「手習」においては、このような日常使用する漢字単語が教えられていたのです。

そして、学制当時の言語・文字の教育が、そのおもな内容として受け継いだのは、この寺子屋の「手習」の教材でした。「素読」は、学制当時においては、「読方」とか「<sup>あんしやう</sup>語誦」とかいった方法で、形を変えて受け継がれます。しかし、その場合の教材となったものは、このような寺子屋での教材でした。「いろは・数字・<sup>くにづくし</sup>国尽・<sup>ながしら</sup>名頭字・<sup>みようじづくし</sup>苗字尽」といったものが一つにまとめられ、学制当時の「単語」科において教えられます。そうした点において、寺子屋の教育は、明治以後の言語・文字の教育と深い関係を有しています。

以上、漢学・洋学・国学・寺子屋のそれぞれにわたって、「国語」の教育に関係のある江戸期の各教育についてながめてきました。しかし、これらのものは、内容や方法の上では関係の深いものではありません。寺子屋の教育にしても、そこで学ぶ漢字単語は、やがては実業教科ともいふべきものに進みます。その実用ということ

のほうが主要な目的であり、しかも、その範囲は多く漢字単語（それも行草書での書き方）を「書く」ことに限られていて、その他一般の文章に及ぶとか、あるいはそうしたものを「読む」とかいったものにまで進むものではありませんでした。国学においても、それは学問であり、別にその立場から、どういう内容を、どういう順序で教えるかということは、それほど取り上げられていませんでした。「国語」そのものを正面に取り上げ、その方法・内容を規定するに至った、そういう点で、学制以後の教育は、それ以前のものとは、著しく相違しています。

## 第2章 明治初期における言語・文字 に関する教科

### 1 維新から学制発布まで

明治維新後、学制が発布されるまでは、全国の教育機関は多く江戸期のとおりでした。各藩では藩学が充実されたりしますが、藩学・寺子屋などで行われる事がらは、だいたい江戸期のものを受け継ぎ、それ自身の中で徐々に改正が加えられていったものでした。

ですから、寺子屋においては、やはり「手習・読書」が、言語・文字の教育を担当した教科でした。このころには小学校の名を有するものもありますが、その中においても、やはり、教科としては、それまでの寺子屋で行われていたものと同様です。明治元年（1868）京都に小学校を設置する際の「学校建営の申論」中にも「夫此小学校ノ構ト云ハ……手跡算術読書ノ稽古場ナリ」とありますし、また翌2年の「府県施政順序」の中にも小学校教育においては「専ラ書学 素読算術ヲ習ハシメ願書書翰記牒算勘等ソノ用ヲ闕カサラシムヘシ」、また、3年の「中小学規則」中に「子弟凡ソ八歳ニシテ小学ニ入り普通学ヲ修メ兼テ大学専門五科ノ大意ヲ知ル」としてあげられている中にも「句読・習字・算術・語学・地理学・五科大意」とあります。これらの中に示されているものは、いずれも「手習・読書」の二つの区分が、ただ、違った



名称を与えられているだけだということが出来ます。

江戸末期からこのころに、寺子屋で使用した教科書がどのようなものであったかについて、神田山本町<sup>き</sup>熙々学校の誉田巳之橋が文部省に答えている記録(明治16年)の中から、次にあげてみます。

習字……いろは、数字、五十音、<sup>かな</sup>仮名短文、幼童心得文、童子訓、名頭字、<sup>男</sup>国尽、<sup>男</sup>江戸方角、<sup>男</sup>商売往来、<sup>男</sup>消息往来、<sup>女</sup>庭訓往来、<sup>女</sup>苗字尽、<sup>女</sup>百官名……

素読……三字経、実語・童子教、古状<sup>ぞろい</sup>揃、五経、四書

これらの教科書は、江戸のころから行われていたものとほとんど変わりはないと考えられます。明治にはいっても、学制が發布されるまでは、だいたい従前のおりでした。

ただし、江戸末期に、「手習」自身の教科書が一方で読む教科書となって分れてきていたように、「手習」の中から、また「日用の文章」というものも分れてきています。たとえば、明治3年(1870)徳川氏によって静岡藩内に設けられた静岡・沼津などの小学校の教則のうちで、国語に関係のあるものをその教科書とともにあげると、次のようです。

	初 級	一 級	二 級	三 級
読書	三字教, 大統歌 逸史題辞, 孝経, 四書	五 経	十八史略, 国史 略, 元明史略	三史略大意講解 英仏語学初歩
手習	いろは, 片仮名, 数字, 名頭, 国尽, 往来物			
文章		私用文 公用文	設題私用文	設題公用文

この教則の中では、「手習」と「文章」とが別々のものになっています。そして、以前には「手習」の中に含まれていた「文章」が、それから分れてきたものだと考えられます。このような傾向は、この後しだいに進んでいって、やがて、「手習」の有していた実用的意義は失われてくるようになります。

なお、この「手習」の中には、「いろは・片仮名・数字・名頭・国尽・往来物」があげられていますが、これらの教材も、学制以後には、「単語」科のほうの教材として、文部省編「単語篇」(明5)に一つにまとめられるようになります。この点からいって、この期間は、江戸期の寺子屋の教科を受け継ぎながらも、その中でしだいに細かく分れて学習される動きを示しているものです。

## 2 学制と小学教則

明治4年(1871)廃藩置県の後、文部省が設置され、それまで各藩独自に行われていた教育が、全国的に統一して行われることになりました。翌5年8月、文部省は教育の大綱を示すために「学制」を發布し、次いで9月、小学校の教科書・教授法・週の配当時間などを示した「小学教則」を發布します。先進西欧諸国のあとを追って歩みを始めようとする当時、一般の人々の教化が何よりもまず必要なことだと考えられたのでした。そのため、まず小学校の充実に力が注がれます。

学制当時の教育の模範となったものは、いうまでもなく、西欧

諸国の方法でしたが、その場合、中間的段階として、わが国のそれまでの洋学学習課程も考慮に入れられていました。それも、以下に見るように、特に慶応義塾の教科課程によった点が多いと考えられます。

小学教則中では、現在の「国語」科に当る教科は、まだ独立した一教科として立てられてはいません。互に国語に関係のある、共通した多くの教科が立てられ、また、それに伴った学習方法の上からいえば、他の各教科とも関係しているものでした。現在の「国語」科に関係があると思われる各教科を縦に並べ、各学習方法を横に並べて示しますと、以下の表のようになります。(○印をつけているのが設けられている教科です。)

学習方法 教科目		その教科だけのもの	読方	語誦	書取	輪講	口授
1	綴字	○					
	単語		○	○	○		
2	会話		○	○	○		
	読本		○			○	
3	地学		○			○	
	理学					○	
4	史学					○	
	(国体学)						○
5	修身						○
	養生						○

6年改正のときに設けられた。

6	習字	○					元来一教科である。高学年になるにつれて、教科名が変っているにすぎない。
	細字習字	○					
	細字速写	○					
7	文法	○					これも上に同様。
8	書牘	○					
	書牘作文	○					

ここで見られることは、各学習方法がそれぞれ関係しあっている度合により、各教科はまた各グループに分れるということです。そして、この「読方・<sup>あんしやう</sup>諳誦・書取・輪講」という学習方法は、今までに見てきた漢学・洋学の学習方法に似ていることがわかります。漢学での学習方法が洋学に受け継がれ、それがさらにこういう形で現われるに至ったと見ることができます。各教科の順序も、初めに見た明治4年(1871)の「慶応義塾社中之約束」の教則に似たところがありますし(「会話」は見られませんが)、また福沢諭吉の「<sup>ゆきち</sup>学問のすゝめ」初篇<sup>へん</sup>(明治5年)の中に述べている学問の順序ともよく似ています。諭吉をはじめ、慶応義塾に関係のある人たちが、当時の文部省において指導的立場にありましたから、小学教則制定にあたっては、同塾教則がかなり大きい影響を与えたのではないかと考えられます。

ところで、この小学教則において、教科目だけを問題にしますと、最初のほうの「<sup>カナヅカヒ</sup>綴字・<sup>コトバ</sup>単語・<sup>コトバヅカヒ</sup>会話・<sup>テナラヒ</sup>読本」(それに「<sup>とく</sup>習字・文法・書牘」が加わりますが)が現在の「国語」科に相当している教科だということが出来ます。しかし、学習方法の上からいいますと、たとえ他の教科であっても、「輪講」などといった方法

が考慮に入れられているわけです。低学年において、「<sup>ソラヨミ</sup>諳誦」や「<sup>ヨミカタ</sup>読方」などの基礎的な方法を行い、高学年に進むにつれて、しだいに上級の学習方法を行おうとしていると考えられます。これらの「<sup>しょう</sup>読方・諳誦・輪講」などの学習方法自体が、次の師範学校教則などに見るように、独立した1教科として立てられていき、やがて「読書」科となりますから、その点からいえば、単にここに見る教科だけを取り上げることは、次のものとの連関を見失うおそれがあります。こうした学習方法自体についても注意する必要があるといえましょう。

### 3 師範学校教則

小学教則は上に見たようですが、各地の小学校においては、必ずしも、そのとおりに実施されませんでした。むしろ、それよりは、師範学校教則（明治6年5月印刷公表）の方が多く実施されたと考えられます。

明治5年（1872）5月、師範学校が創設され、その小学校において、米国式の教育が実施されることになりましたが、この米国小学校教則に範を採った教則が、全国の小学校のならうところになったものと考えられます。この教科目の中から、国語教育に関係のあるものを取り上げると次のようになります。（使用された教科書もいっしょにあげておきます。）

読法・復読・諳記……いろは図・五十音図・単語図・色図・線  
 図・形図・体図・連語図・小学読本・地理初歩・日本地

誌略・万国地誌略・日本略史

問答……連語図・色図・線図・形体度図・人体図

書取……五十音・いろは図・単語・連語・記事に使用する文字

口授……勸懲の事

習字……かな字形・習字本・いろは草体・楷書<sup>かい</sup>・行書・草書

作文……単語の題<sup>つづ</sup>で綴る<sup>てがみ</sup>・書牘文

輪読・輪講・語記……日本地誌要略・万国指掌・日本史略・万国史略

ここでは、小学教則にあった「綴字・単語・会話……」などの教科目は立てられてなく、学習方法自体が、一教科として立てられています。中でも、「読法・復読・語記」は下等小学で行われ、上等小学になると、「輪読・輪講・語記」がこれに代ります。この教科の中では、上級に進むと地理・歴史の実科教材にまで及びますが、その最初のうちは、基礎的な言語・文字の学習に重点が置かれています。他の教科に比べて比較的重視されている教科です。そして、その中でも「読法」が中軸をなしますが、これが、やがて、この一群の教科を代表するものになり、明治 13 年（1880）の改正教育令においては「読書」科として成立することになります。この点からいいますと、「読法・復読・語記」「輪読・輪講・語記」は、後の「国語」科の主体となったものです。すでに見た漢学・洋学の学習方法と深い関係のあるところでは

しかし、これらの教科は一方では米国民小学校教則を参考にしたものであることは明らかです。このころ師範学校教則制定上参考

にされたと判断される「<sup>あめりか</sup>並米利加合衆国ゾライメリースクール教則」「同プライメリーグランマル学校教則」（学習院図書館蔵）によりますと、その中の「<sup>つづり</sup>綴字・読方・問答」などの教科にあげてある教材は、上に見た師範学校教則中の教材と共通しているものが大部分であります。この点から考えますと、やはり、米國小学校教則にならい、その「<sup>つづり</sup>綴字・読方」の教科を、従来のわが国流の方法で解釈して「読法・復読・輪読・輪講」などの名目の教科としたものだといえます。その点からいえば、やはり、手本となったものは、米國小学校の教則です。

以上、維新直後の寺子屋の事情から、学制が發布され、小学教則や師範学校教則に及んで、言語・文字の教育が、どのような教科において行われることになったかを見てきました。次の章では、これらの教科の教科書を取り上げて、そこに示されている言語・文字の教育の意図はどのようなものであったかについて、見ていきたいと思えます。その場合、学制・小学教則の教科に従っている教科書が多いので、やはり、その教科の順にながめていくことにします。